

# 「ひらかたの子育て」多様に支援

市は、市内での子育てを多面的に支援する取り組みを進めている。医療的ケア児の受け入れに必要な看護師等を配置する私立保育園などに対し、配置に要する人件費の補助を行うほか、子ども発達支援センター（磯島北町）できょうだい児の預かりもできるようにする。また、公立保育所等で保護者が持ち帰っている使用済みの紙おむつを保育所で廃棄できるようにすることで、保護者負担の軽減を図る。

その他、現在先行的に土曜日および夏休みなど三季休業期に4校で行っている「総合型放課後事業」を令和5年度から全小学校（44カ所）で実施するための計画案策定を進めており、子どもたちが放課後も主体的に学校で遊んだり学んだりすることができる居場所づくりを目指す。

## ★私立保育所(園)等における医療的ケア児の受入体制の整備

R3年度事業費 5,320 千円(12月補正)

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に対する法律」で、法の基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、医療的ケア児及びその家族に対する支援にかかる施策を実施する地方公共団体の責務が示されるとともに、保育所設置者等の責務として施設を利用する児童に対して適切な支援を行うことが示された。現在、4つの保育所(園)では、医療的ケアが必要な子どもに保育を提供しているが、2人が医療的ケア待ちとなっている。この度、国の制度を活用して、医療的ケアに必要な看護師等を配置する私立保育所(園)等に対して新たに補助金を交付することで、さらに保育所(園)等において医療的ケア児の受け入れを可能とし、児童の地域生活支援の向上を図るための体制整備を行う。

<問い合わせ> 私立保育幼稚園課 電話 072-841-1471、FAX 072-841-4319

## ★子ども発達支援センター親子通所者のきょうだい児預かり事業

R4年度事業費 4,862 千円(12月補正で債務負担設定)

就学前の乳幼児に療育を行う通所支援事業「なのはな」(主な対象:発達上支援が必要な肢体不自由児等)と、地域支援事業「すくすく」(主な対象:他に通所・通園していない発達上支援が必要な児童)では、乳幼児期の愛着の形成、保護者の子どもへの関わり方の支援等を目的として、子ども1名に対し保護者1名での利用を求めているが、きょうだい児がいる場合に預けられないため利用を控えるといった状況が生じていた。

この度、一人でも多くの子どもの早期療育の機会を確保するため、きょうだい児の預かり事業を実施することで、療育を必要とする子どもと保護者が安心して通所できる環境を整備する。対象は0歳児から3歳児、1日最大5名(定員を超えれば抽選)、利用料は無料。

<問い合わせ> 市立ひらかた子ども発達支援センター 電話 072-807-5373、FAX 072-898-4173

## ★公立保育所保護者の紙おむつ持ち帰り負担を軽減

**R3年度事業費 1,010 千円(12月補正)**

現在、公立の保育所と小規模保育事業実施施設では、園児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰っているが、感染症などのリスク軽減のためにも施設での廃棄を望む声が保護者からあがっていたこともあり、使用済みの紙おむつの保護者持ち帰りをやめることで保護者負担を軽減する。実施予定は令和4年4月から。

<問い合わせ> 公立保育幼稚園課 電話 072-841-1473、FAX 072-841-4319

## ★総合型放課後事業の取り組み

市は、共働き世帯の割合が70%に近づく中で保護者の就労形態が多様化している状況を踏まえ、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境と子どもたちが学校で楽しく安全に過ごせる環境の整備を進めている。令和3年4月からは、「留守家庭児童会室」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する総合型放課後事業を、土曜日と三季休業期に4カ所の小学校で先行導入しており、その取り組み内容等を踏まえ、令和4年度を準備期間として、令和5年度から全小学校44カ所での平日の放課後も含めた事業開始を目指す。

新規事業である「放課後子ども教室」では、「時間」「空間」「仲間」の「3間」を大切にしたい居場所として子どもたちの見守り体制を確保したうえで、大人の関与を極力抑えて、子どもたちの自主性や主体性を尊重し、自由に遊べる環境を提供する。

<問い合わせ> 教育支援室(放課後子ども担当)電話 050-7105-8200、FAX 072-867-8131